

↳ 所得税での交際費の取扱い

Q : 私は、個人で商売を営んでいますが、昨年、上得意のお客様を観劇に招待しました。この場合の費用は、全額事業所得の必要経費とすることができますか？会社の場合は費用にならない金額があるようですが。

A : 個人事業の場合は、その費用が、事業遂行上直接必要で、支払った事実が確認できれば、その金額は全額、必要経費に算入することができます。

【解説】

所得税における必要経費とは、収入を得るために直接要した費用の額、その年中における販売費、一般管理費その他事業所得を生ずべき費用の額をいいます。

したがって、事業を円滑に遂行するために支出する費用であれば、その得意先、仕入先、その他事業に関係ある者に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出した費用は、接待交際費としてその全額を必要経費に算入することができます。

会社が支出した交際費については、その支出した交際費の額のうち一定部分は損金の額に算入しないとする取扱いがありますが、個人の場合には、そのような費用算入に制限はありませんので、その支出が事業遂行上直接必要なものであり、得意先等の接待等のために支出したものであることが領収書等で明確であるものについては、その全額を必要経費に算入することが認められます。

